

議案第 87 号

川崎市特別職の市長の秘書の給与及び旅費に関する条例の制定について

川崎市特別職の市長の秘書の給与及び旅費に関する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 6 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市特別職の市長の秘書の給与及び旅費に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、川崎市特別職の市長の秘書の職の指定等に関する条例（平成 27 年川崎市条例第 号）第 2 条の市長の秘書の職にある者（以下「秘書」という。）の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第 2 条 秘書に対しては、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

(給料)

第 3 条 秘書の給料の額は、月額 610,000 円を超えない範囲内において市長が定めるものとする。

(地域手当)

第 4 条 秘書の地域手当の月額は、給料月額に 100 分の 12 を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第5条 秘書の通勤手当の支給については、一般職の例による。

(期末手当)

第6条 秘書には、6月及び12月に期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において秘書が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては100分の162.5を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。

(退職手当)

第7条 秘書の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に100分の14を乗じて得た額とする。

2 前項の退職手当の支給は、秘書の任期ごとに行う。

3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。

(給与の支給方法)

第8条 この条例に規定する給与の支給方法は、一般職の例による。

(旅費)

第9条 秘書が公務のため旅行するときは、川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）別表に規定する特等級として、同条例により旅費を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市特別職の市長の秘書の職の指定等に関する条例第2条の市長の秘書の職にある者の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。